



■ テーマ名

「侵略犯罪」の「指導者」要件の法的意義—ICCのコントロール理論の観点から

■ キーワード

侵略犯罪、国際刑事裁判所、平和に対する罪、Control Theory、犯罪共同実体 (JCE)

■ 研究の概要

「侵略犯罪」の処罰において責任を問われるべき「指導者」とはどのような者たちか、第二次世界大戦後の「平和に対する罪」の処罰以降国際社会は試行錯誤を続けてきた。1998年には初めて常設国際刑事裁判所 (ICC) が設立され、2010年に「侵略犯罪」の定義が合意されたが、そこで規定された「国の政治的又は軍事的行動を実効的に支配又は指揮する地位にある者」という要件をめぐる激しい議論が続いている。というのも、侵略行為を行うのは国家であって個人ではないことから、個人の実行行為を出発点とする国内法的な発想でこの定義を解釈すると、侵略行為を行った国家の罪を個人が代わって負わされるという解釈になる危険性が高いからである。

一方、国際刑事裁判所 (ICC) は、「民族浄化」など大規模な組織犯罪の場合に、直接手を下していない「指導者」を正犯として訴追、処罰する場合には、いわゆる「コントロール」理論を採用した。この「コントロール」理論とは、直接犯罪行為を行った者を含む組織をコントロールした「指導者」に対して正犯責任を科す理論である。この「コントロール」理論を「侵略犯罪」にも適用できるとすれば、国家による侵略行為を前提として、誰が「侵略犯罪」の正犯として処罰されるべき「指導者」なのかを限定することできると思われる。そこで、本研究は、「侵略犯罪」の処罰にこそ、大規模な組織犯罪をコントロールした者を正犯とするという ICC の「コントロール」理論が不可欠なのではないか、という「問い」に基づいて研究した (本研究は、JSPS 科研費 18K01288 (基盤研究C) の助成を受けたものである)。

■ 他の研究／技術との相違点

「コントロール」理論は、大規模な組織犯罪について「正犯とされるべき指導者」とそうでない者とを切り分けることのできる画期的なものである。かかる「コントロール」理論を国家の侵略行為を前提としている「侵略犯罪」の理論的分析に用いる点が本研究の独自性である。

■ 今後の展開、実用化へのイメージ

近年の武力紛争の特徴の一つとして、傭兵集団や民兵などの不正規兵が戦闘主体となる場合が増えていることが挙げられる。そのことを考慮すると、「侵略犯罪」に「コントロール」基準を適用することにより、「侵略犯罪」の実行行為を限定する必要性は大きいといえる。

■ 関連業績 (特許・文献)

「『国家の国際犯罪』としての侵略 — 法典化の歴史のおよび理論的検討」(立命館法学 2000 年度、第 5 号)、「『個人の国際犯罪』としての『侵略の罪』— 国家の『侵略』を構成要件要素とする『侵略の罪』に基づく個人の処罰」(立命館法学 2001 年度、第 4 号)、「国家の『侵略行為』を前提とする『侵略犯罪』の主体 — 『侵略犯罪』の実行行為の『コントロール』理論による画定の検討を中心に」(世界法年報、36 号)

■ 研究者から一言

本研究の成果は、「国際犯罪の指導者処罰 — 国際刑事裁判所の理論と実践を中心に —」(単著)として、2021 年 8 月に刊行された。

医療・福祉・介護・リハビリテーション  
環境・健康・食品  
バイオ／ライフサイエンス  
人文・心理・教育・グローバル  
経済・経営・社会・法学  
索引